

大樹町立学校における

生成 AI 利活用ガイドライン

令和8年9月

大樹町教育委員会

はじめに

近年、急速に進化を遂げている生成 AI は、かつてないスピードで社会に普及している。生成 AI は、既存情報を大量に学習し、それらを基に計算原理に従って有用性の高い情報等を生成することが可能であり、教育分野においても、授業準備の効率化をはじめとした教職員の働き方改革への貢献や個別最適な学びの促進など、その利便性が注目されている。

一方、不正確な情報の生成（※ハルシネーション）、個人情報漏洩、※バイアスの存在による偏った出力など、リスクへの対応が必要不可欠である。

本ガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日付 Ver. 2.0）の方針を受け、学校現場における生成 AI の適切な利活用を実現するための参考資料となるよう、利活用に当たっての基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、学校現場での生成 AI の利活用を一律に禁止したり義務付けたりするものではないことに留意されたい。

※ハルシネーション・・・事実とは異なる情報や、文脈に合わない内容などを生成 AI がもってもらしく生成してしまう現象

※バイアス・・・生成 AI サービスが保有する学習データの偏り。学習データが特定の国や文化、言語、社会的背景等に偏っていた場合、AI が生成する文章や回答にもその偏りが現れる。

目次

I 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1 生成 AI について・・・・・・・・・・1 （1）学校現場における生成 AI の利活用・・・1 （2）生成 AI のリスク・・・・・・・・・・1 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・2 （1）人間中心の生成 AI の利活用・・・・・・2 （2）生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化・・・・・・・・・・3 3 学校現場において押さえておくべきポイント・・・・・・・・・・3 （1）安全性を考慮した適正利用・・・・・・3 （2）情報セキュリティの確保・・・・・・・・・・3 （3）著作権の保護・・・・・・・・・・3 （4）公平性の確保・・・・・・・・・・3 （5）透明性の確保、関係者への説明責任・・3 II 教職員が校務で生成 AI を利活用する場面・3 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・3 2 具体的な利活用場面・・・・・・・・・・3 3 利活用の際のポイント・・・・・・・・・・4 （1）安全性を考慮した適正利用・・・・・・4 （2）情報セキュリティの確保・・・・・・・・・・5 （3）個人情報やプライバシー、著作権の保護・・・・・・・・・・5 （4）公平性の確保・・・・・・・・・・5 （5）透明性の確保、関係者への説明責任・・5 4 有効な活用方法・・・・・・・・・・5	III 児童生徒が学習活動で生成 AI を利活用する場面・・・・・・・・・・5 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・6 2 具体的な利活用場面・・・・・・・・・・6 3 利活用の際のポイント・・・・・・・・・・7 （1）安全性を考慮した適正利用・・・・・・7 （2）情報セキュリティの確保・・・・・・・・・・7 （3）個人情報やプライバシー、著作権の保護・・・・・・・・・・7 （4）公平性の確保・・・・・・・・・・8 （5）透明性の確保、関係者への説明責任・・8 IV 教育委員会の役割・・・・・・・・・・8 1 基本的な考え方・・・・・・・・・・8 2 適正な利活用のために考慮すべきポイント・・・・・・・・・・8 （1）安全性を考慮した適正利用・・・・・・8 （2）情報セキュリティの確保・・・・・・・・・・8 （3）個人情報やプライバシー、著作権の保護・・・・・・・・・・8 （4）公平性の確保・・・・・・・・・・8 （5）透明性の確保、関係者への説明責任・・8 参考資料
--	---

I 基本事項

1 生成 AI について

(1) 学校現場における生成 AI の利活用

学校現場においても、一般向けの汎用的な生成 AI サービスが利活用可能な状況にあるだけでなく、1人1台端末の標準仕様であるブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等にも組み込まれるなど、生成 AI を用いた様々なサービスが教育分野においても導入され、利活用の幅が広がりつつある。

また、子どもたちが生成 AI をはじめとするテクノロジーをツールとして使いこなし、一人一人が才能を開花できるようになることは重要であり、学校における生成 AI の利活用は、そのための助けになり得るものと言える。

(2) 生成 AI のリスク

学校現場において留意すべき代表的なリスクには、次のようなものがある。ただし、このようなリスクや懸念の存在が直ちに生成 AI の利用を妨げるものではなく、リスクを正しく認識した上で、学校現場において正しく向き合っていくことが重要である。

◆AI に人格があるかのように誤認するリスク

児童生徒が、人間のように振る舞う AI に触れることで、AI に人格があるかのように誤認し、AI を友達や家族のように感じ、AI に依存するリスクがある。

(対策の例)

⇒ AI の言葉は学習データに基づく単なる生成物であり、意識や感情の表れではないことをしっかりと認識する。

◆資質・能力の育成に悪影響を与えるリスク

学習活動の目的や育成したい資質・能力を十分に意識しないままに、安易に生成 AI を児童生徒の学習活動に導入することで、AI に依存したり、AI の答えを鵜呑みにしたりするなど、目的に即した必要な学習過程が省略されてしまい、資質・能力の育成に繋がらないリスクがある。

(対策の例)

⇒ AI にどのような指示文を入力し改善を繰り返したか、「対話の履歴」を可視化する。

⇒ AI とのやりとりによって、自分の考えがどのように深まったのか振り返る。

◆バイアスの存在とそれによる公平性の欠如

生成 AI は既存の情報に基づいて回答を作るため、その答えを鵜呑みにする状況が続くと、既存の情報に含まれる偏見を増幅し、不公平及び差別的な出力が継続・拡大する可能性がある。

(対策の例)

⇒ 生成された内容に対し、意図的に反対の立場での意見を述べるよう指示したり、違う視点を盛り込んだ指示文を入力したりし、検証する。

◆機密情報や個人情報に関するリスク

生成 AI サービスでは、入力された機密情報や個人情報が、生成 AI の機械学習に利用されることがあり、他の情報と統計的に結びついた上で、また、正確又は不正確な内容で、生成 AI サービスから出力されるリスクがある。

(対策の例)

- ⇒ 入力したデータが AI の学習に利用されないように設定する。
- ⇒ 入力してはいけないデータを明確化する。

◆著作権に関するリスク

生成 AI サービスでは、既存の著作物と類似した生成物が生成される可能性があり、そのような生成物の利用の態様によっては著作権侵害が生じるリスクがある。

(対策の例)

- ⇒ 生成された画像が既存のキャラクターや作品に似ていないか、画像検索ツールなどで確認する。
- ⇒ 文章の場合は、コピペチェックツールを利用し、既存の WEB サイトや書籍などと一致する表現がないか確認する。

◆外部サービスの利用に起因するリスク

生成 AI サービスは、その利用形態も多様であり、利用に当たってはサービス提供者の定める利用規約に基づくことが求められる。その際、現在は無償のサービスであったとしても将来的に有料のサービスになる価格の変動リスク、サービス停止等の提供条件の変動リスク、日本の法令が適用されないリスクや係争時における管轄裁判権が日本国外になるリスクがあるほか、技術やサービスの進展が早いことから利用規約が頻繁に変更されるリスクも考えられる。

(対策の例)

- ⇒ 現在利用している無償サービスが停止・有料化された場合に備え、代替となる他の無償サービスを調査・選定しておく。
- ⇒ 万が一の係争に備え、利用開始時や利用規約の更新時に利用規約の全文を PDF などの日付とともに保存する。
- ⇒ 利用規約が改正された際に、複数人で確認する体制を構築しておく。

2 基本的な考え方

(1) 人間中心の生成 AI の利活用

生成 AI と人間との関係に対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」「最適解とは限らない」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用するべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

また、教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、生成 AI が社会インフラの一部となる時代において、より重要なものになる。

学校現場における生成 AI の効果的な利活用を実現するためにも、生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI リテラシーを身に付けることが求められる。

(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、新たな情報技術である生成 AI の急速な進化や普及のような将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調していることから、各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

また、生成 AI が更に社会生活に組み込まれていくことを念頭に置き、発達の段階や各学校段階、児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえつつ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

3 学校現場において押さえておくべきポイント

(1) 安全性を考慮した適正利用

年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

(2) 情報セキュリティの確保

教育委員会は、学校現場の実態に即した教育情報セキュリティポリシー等の策定・必要に応じた見直しを行い、学校現場においてはそれらを遵守する必要がある。

(3) 著作権の保護

生成 AI サービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成 AI と著作権制度について正しく理解する必要がある。

(4) 公平性の確保

生成 AI の学習データや入力するプロンプト（指示文・質問文）、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる必要がある。

(5) 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI サービスの利用に当たっては、各サービスの提供者が定める利用規約に基づき、保護者の同意を取ることが必要となる場合がある。

Ⅱ 教職員が校務で生成 AI を利活用する場面

1 基本的な考え方

教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要であることから、教職員が生成 AI の仕組みや特徴を理解し、生成された内容の適切性を判断できる範囲内で利用するという前提で、校務における生成 AI の積極的な利活用を推進する。

2 具体的な利活用場面

教職員による利活用例としては、以下のような授業準備・部活動・生徒指導などの児童生徒の指

導にかかわる業務への支援、教務管理・学校からの情報発信・校内研修などの学校の運営にかかわる業務への支援、外部対応への支援などが考えられる。

利活用際には、生成 AI から一度で求める出力がなされることを期待せず、複数回の対話の中で求める出力に近づけていくことや、生成 AI の出力はあくまでも参考の一つであることを認識し、教職員自らがチェックし完成させるなど、最後は自分で判断し、生成 AI の出力を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

教職員による校務での利活用例
<u>児童生徒の指導にかかわる業務への支援</u> 【授業準備】 ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台作成 ・ 児童生徒による授業の感想の集約 ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手としての活用 ・ 授業で使用したワークシートや振り返りの内容を基にしたテスト問題のたたき台作成 ・ 校外学習の実施行程作成のたたき台作成 【部活動】 ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧を読み込ませ、毎日の練習メニュー案を作成 【生活指導】 ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案作成 <u>学校の運営にかかわる業務への支援</u> 【教務管理】 ・ 時間割や授業時数案の作成 【学校からの情報発信】 ・ 各種お便り（学年・学級だより、保健だより等）、通知文、案内文のたたき台作成 ・ 学校行事に関する HP 掲載文や報告記事のたたき台作成 【校内研修】 ・ 校内研修の資料のたたき台作成 ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成 <u>外部対応への支援</u> ・ 授業参観、保護者面談の日程調整に活用 ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台作成

3 利活用の際のポイント

（１）安全性を考慮した適正利用

教育情報セキュリティ管理者の許可を得ていない私用端末を用いてはならない。また、出力結果のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守すること。

（２）情報セキュリティの確保

大樹町立小中学校情報セキュリティガイドライン及びそれに基づく教育情報セキュリティ管理者の指示等を遵守すること。

また、利用する生成 AI サービスにおいて、入力データを学習データとして保存されない設定（オプトアウト設定）が可能な場合は、当該設定を行うこと。

（３）個人情報やプライバシー、著作権の保護

個人情報をはじめ、法令・契約により非公開とされている情報、直ちに一般公開することを前提としていない情報を入力しないこと。

著作権については、教師が既存の著作物と同一又は類似のものを学校の HP に掲載することや、保護者向けの学級通信や職員会議・PTA 活動で利用するなどの授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権侵害となる可能性がある。また、個々の児童生徒が購入することを想定して販売されている問題集等を 1 部購入して、コピーして配付することも著作権者の利益を不当に害することとなる。生成 AI を利用する場合もこれらの考え方は同様となることに留意すること。

（４）公平性の確保

校務での利活用を想定する場合、データの分析や抽出に生成 AI を利活用することも考えられる。ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴も意識した上で、出力された内容を取り入れるかどうかは各教職員が判断すること。

（５）透明性の確保、関係者への説明責任

校長及び教頭は、自校において生成 AI がどのように運用されているかを把握した上で、適切な利活用がなされているかどうかを適時確認すること。その際、働き方改革など、生成 AI の利活用を進める趣旨や目的についての共通理解を図り、利活用を通じて得られた成果を積極的に教職員全体に共有すること。

4 有効な活用方法

生成 AI に入力する内容（プロンプト）によって、回答結果が異なるため、生成 AI から適切な回答を引き出せるよう、入力内容を具体的にするなど工夫すること。

<STEP 1>

必要な情報を整理する

- ①自分の立場、生成 AI に求める役割等をはっきりさせる
- ②目的・背景を具体的に指定する
- ③文字数・箇条書きなど、出力形式を指定する

<STEP 2>

視点を加えて高度な回答を引き出す

- ④やりとりを重ねて回答の質を高める

Ⅲ 児童生徒が学習活動で生成 AI を利活用する場面

1 基本的な考え方

児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しつつ、リスクや懸念に対策を講じ

た上で利活用を検討すること。

リスクや懸念への対策については、児童生徒にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の基本的な仕組みや特徴を理解させた上で、「生成 AI に全てを委ねるのではなく自己の判断や考えが重要であることを十分に認識させられるか」、「適正な評価の阻害や不正行為に繋がらないか」、「生成 AI の出力を基に深い意味理解を促し、思考力を高める使い方をできるか」など、発達の段階や各教科等における学習の状況等を含む児童生徒の実態を踏まえ、そうした教育活動が可能であるかどうかを見極め判断すること。

2 具体的な利活用場面

児童生徒の生成 AI の利活用場面としては、「生成 AI 自体を学ぶ場面（生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点）」、「使い方を学ぶ場面（より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等）」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面（問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用）」等が考えられる。

なお、小学校段階の児童が直接利活用することについては、発達の段階等を踏まえたより慎重な見極めが必要である。例えば、情報モラル教育やプログラミング教育の一環として教師による生成 AI との対話内容を数多く提示することなどを通じて基本的な事項を学んだり、生成 AI に関する体験を積み重ねることで生成 AI についての冷静な態度を養ったりしていくことが重要と考えられる。

以下は、学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例を示したものであるが、これらはあくまでも一例であるため、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断すること。

学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例
<u>利活用が考えられる例</u> ・ 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く ・ 生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用する ・ グループの考えをまとめる、アイディアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする ・ 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する ・ 生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として自分なりに推敲し、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出する ・ プログラミングの授業において、児童生徒のアイディアを実現するためのプログラムの制作に活用する ・ 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う

- ・ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

不適切と考えられる例

- ・ 生成 AI 自体の性質やメリット、デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- ・ 各種コンクールの作品やレポート、小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募、提出する
- ・ 詩や俳句の創作、音楽、美術等の表現、鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づきコメント、評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- ・ 定期考査や小テスト等で使わせる
- ・ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる

3 利活用の際のポイント

(1) 安全性を考慮した適正利用

1人1台端末を用いて児童生徒が生成 AI を利活用する場合、年齢制限をはじめとする利用するサービスの約款などの提供条件から、利活用に当たってのリスクが許容できることを校長及び担当教師が確認し、その約款・条件を遵守させること。

また、児童生徒が生成 AI を利活用することについて、保護者に対し周知し、理解を得るとともに、別紙様式により保護者の同意を確認すること。

(2) 情報セキュリティの確保

オプトアウト設定が可能な生成 AI サービスについては、当該設定を講じた上で生成 AI を利活用すること。

(3) 個人情報やプライバシー、著作権の保護

児童生徒が生成 AI を利活用する場合、プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力させないこと。

著作権については、児童生徒が授業において使用・作成したものが、既存の著作物と同一又は類似のものであった場合でも、授業の過程における利用であれば、著作権者の許諾なく利用することが可能であるが、それを学校 HP にアップロードする、外部のコンテストに作品として提出するなど、授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権侵害となる可能性があることに留意すること。

(4) 公平性の確保

教師は、児童生徒にバイアスの存在を理解させた上で、生成 AI がそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成 AI の出力を常に慎重に判断し、正確性・事実関係の確認を行うよう指導すること。

(5) 透明性の確保、関係者への説明責任

教師は、自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、児童生徒がそのような生成 AI の特徴に留意して利活用できているかを確認すること。

また、学習課題の一部として生成 AI の出力を引用する場合には、文献やインターネットから引用する場合と同様に生成 AI を用いたことを明記すること。

なお、生成 AI の利活用を想定していないコンクールの作品やレポート等について、生成 AI の出力をそのまま自己の成果物として応募・提出することは評価基準や応募規約によっては不適切又は不正な行為に当たることなどについて十分に指導すること。

IV 教育委員会の役割

1 基本的な考え方

教育委員会は、学校現場における生成 AI の利活用に当たり、制度設計や利活用の方向性を示すほか、教職員の生成 AI に関する理解を深めることを目的に、効果的な活用を促進する研修を実施するなど、生成 AI の適切な利活用を推進する環境を整備する。

2 適切な利活用のために考慮すべきポイント

(1) 安全性を考慮した適正利用

ブラウザや学習支援ソフトウェア、普段利用する検索エンジン等に組み込まれた生成 AI サービスなど、多様なサービス形態が存在することに留意し、フィルタリングの設定やログの収集等適切な対策を講じる。

(2) 教育情報セキュリティの確保

最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」等を参照し、適切なセキュリティ対策及び情報の取扱いを確保する。

(3) 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場において個人情報保護法等の関係法令が遵守されるよう、個人情報の取扱いや著作権侵害における適切な予防措置について、情報収集及び周知に努める。

(4) 公平性の確保

学校に対して適切な情報提供や研修等のサポートを行うことができるよう、体制の整備や知見の収集を行うなど、生成 AI の特徴であるハルシネーションやバイアス等のリスクや懸念への対応に努める。

(5) 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI サービスの提供条件はサービス提供者に委ねられており、将来にわたって無償や安価な価格で利用可能とは限らないことから、利用する生成 AI サービスを限定する場合は、サービス提供者の事業変更リスク等を十分に勘案して選択する。

また、利用する生成 AI サービスを限定して導入する際は、その目的やサービス内容、規約等について、適切な利活用を実現するための研修を実施するなど、丁寧な情報提供を行う。

参考資料

教職員が校務で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育委員会の方針（情報セキュリティに関するルール・指示等も含む）に基づき利用しているか
- ☐ オプトアウト設定を行っているか
- ☐ 業務端末又は校長の許可を得た端末を利用しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- ☐ プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- ☐ プロンプトに個人情報を入力していないか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

※オプトアウト設定・・・入力データを学習データとして保存されない設定

※ハルシネーション・・・事実とは異なる情報や、文脈に合わない内容などを生成 AI がもってもらしく生成してしまう現象

※バイアス・・・生成 AI サービスが保有する学習データの偏り。学習データが特定の国や文化、言語、社会的背景等に偏っていた場合、AI が生成する文章や回答にもその偏りが現れる。

児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目

- ☐ 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- ☐ 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- ☐ 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- ☐ オプトアウト設定を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- ☐ 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ☐ 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは、適切又は不正な行為に当たることなどについて十分に指導しているか。
- ☐ 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか

※オプトアウト設定・・・入力データを学習データとして保存されない設定

※ハルシネーション・・・事実とは異なる情報や、文脈に合わない内容などを生成 AI がもつとらしく生成してしまう現象

※バイアス・・・生成 AI サービスが保有する学習データの偏り。学習データが特定の国や文化、言語、社会的背景等に偏っていた場合、AI が生成する文章や回答にもその偏りが現れる。

生成 AI パイロット校における先行取組事例

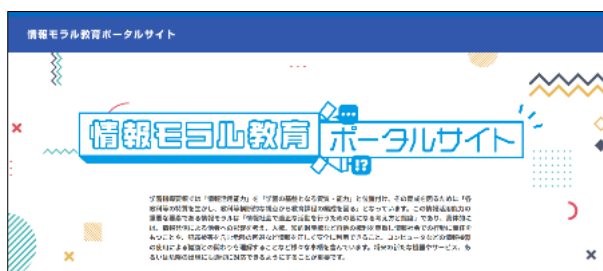
- リーディングDXスクール事業HP（文部科学省）



<https://leadingdxschool.mext.go.jp>

学校現場で活用可能な研修教材等

- 情報モラル学習・教育サイト（文部科学省）



<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>

- Plant 全国教職員研修プラットフォーム（独立行政法人教職員支援機構）



<https://www.nits.go.jp/service/plant/>

- 生成 AI に関する教員向け研修動画シリーズ（文部科学省）



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02507.html

○ 生成 AI の利用に関するオンライン研修会（文部科学省）



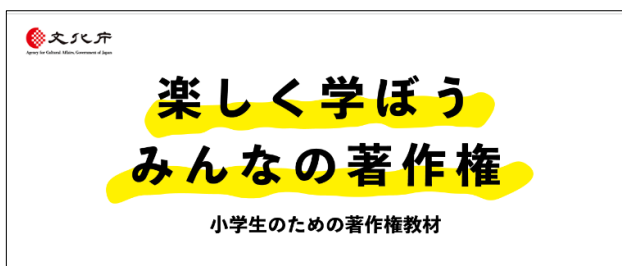
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02476.html

○ 学校における教育活動と著作権（文化庁）



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

○ 楽しく学ぼうみんなの著作権 小学生のための著作権教材（文化庁）



<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/index.html>

○ 生成 AI はじめの一步～生成 AI の入門的な使い方と注意点～（総務省）



https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/generativeai/

